



庁用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関するガイドライン準則

(目的)

第1条 このガイドラインは、〇〇課が保有する庁用自動車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めることにより、交通事故及びトラブル発生時における事故責任の明確化を図るとともに、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 公用車のフロントガラスに設置し、車両前方の映像を撮影するカメラ装置及び撮影した映像を記録するための記録装置をいう。
- (2) データ ドライブレコーダーにより撮影された映像等を電磁的記録媒体に記録した情報をいう。
- (3) 電磁的記録媒体 映像を電磁的方法により記録ができるハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。
- (5) 管理責任者 ドライブレコーダー及びデータを管理する者をいう。
- (6) 操作取扱者 ドライブレコーダーを操作し、データを解析する者をいう。

(管理責任者等)

第3条 ドライブレコーダー及びデータの管理運用を適正に行うため、管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）を置く。

2 管理責任者等の該当職員及び事務内容は、別表に掲げるとおりとする。

(データの保存等)

第4条 管理責任者は、データの取扱等について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) データは、加工等することなく現状のままにしておくこと。
- (2) データは、第6条第1項の規定により外部に提供を行う場合を除き、複写を禁止すること。
- (3) 管理責任者及び操作取扱者以外の者のデータの閲覧及び持出を禁止すること。
- (4) 管理責任者及び操作取扱者以外の者のドライブレコーダーの操作及びドライブレコーダー本体内の記録媒体の取り出しを禁止すること。
- (5) データは、フォルダにパスワード等の設定をし、漏えい、改ざん及び不正利用を防止すること。

(データの利用)

第5条 データの利用は、交通事故及びトラブルの確認並びに事故の分析及び原因究明に限るものとし、これらの目的以外に利用してはならないものとする。

(データの外部への提供)

第6条 データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供してはならない。

- (1) 交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から提供を求められたとき。
- (2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査を目的として、提供を求められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令に基づき提供を求められたとき。

2 管理責任者は、前項の規定によりデータを外部へ提供したときは、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

- (1) 外部へ提供を行った年月日及びその時刻



- (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
- (3) 目的及びその理由
- (4) 該当データの内容

3 第1項の規定によりデータを外部へ提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) データを適正に管理すること。
 - (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
 - (3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに映像の消去、記録媒体の返却又は破砕等、必要な処理を行うこと。
- (その他)

第7条 データに関する取扱いは、この要綱に定めるもののほか、千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉市市条例第5号）及び千葉県個人情報保護条例施行規則（平成17年千葉市規則第30号）の規定によるものとする。

別表（第3条関係）

職名	該当職員	事務内容
管理責任者	〇〇課長	ドライブレコーダー及びデータを管理し、操作取扱者の指名及び解除を行うとともに、管理する各車両のドライブレコーダーの稼働状況を常時適正な状態に保つ
操作取扱者	管理責任者が指定した者	管理責任者の指示によりドライブレコーダーを操作し、データを利用目的に応じ取り扱う